

## 南伊豆町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和8年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	7,161	5,573,571	257,946	819,549	14.7	13.6

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

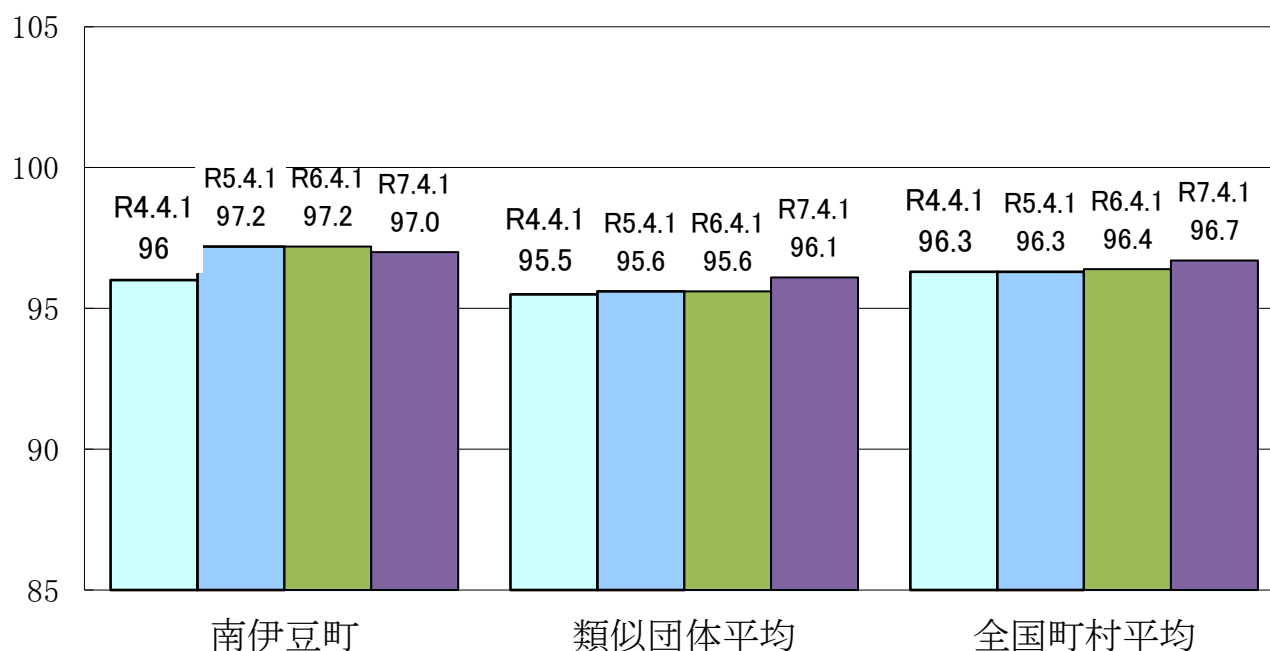
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	110	381,434	38,809	156,300	576,543	5,241	5,840

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した

地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で  
 上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

**(4) 給与改定の状況**

①月例給

区 分	職員数				年間支給月数	(参考) 国の改定率
	民間支給の 割合 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和4年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス  
 比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	職員数				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間支給の 割合 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和3年度	円	円	円	%	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び  
 勤勉手当の年間支給月数である。

**(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について**

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給  
 月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見  
 直しを行っている。

①給料表の見直し

実施  未実施

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定時期) 令和7年1月20日 (内容) 3級以上の初号周辺の号俸をカットし、各級の初号の額を引き上げ
---

②地域手当の見直し

(支給割合) 令和7年度は2%、令和8年度以降は8% (実施時期) 令和7年4月1日
---

③その他見直し内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養手当を令和7年度は、配偶者3,000円、子11,500円、令和8年度は、配偶者0円、子13,000円</li> <li>・通勤手当を、限度額15万円とし、新幹線等の特別料金も対象</li> <li>・管理職特別手当を、平日深夜にかかる支給対象時間帯を拡大（午後10時～午前5時）</li> </ul>
--

**(6) 特記事項**

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南伊豆町	42.1 歳	317,732 円	356,536 円	339,822 円
静岡県	42.6 歳	341,003 円	443,233 円	380,965 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	41.9 歳	314,625 円	367,764 円	344,789 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
南伊豆町	57.6歳	4 人	265,700円	288,386円	280,850円	—	—	—	—
うち用務員	57.6歳	4 人	265,700円	288,386円	280,850円	用務員	49.0歳	251,000円	1.1
うちその他技能労務職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡県	52.2歳	95 人	295,809円	351,044円	317,656円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703 人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	50.4歳	3 人	289,606円	325,294円	305,365円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南伊豆町	4,618,477円	—	—
うち用務員	4,618,477円	3,395,700円	1.36
うちその他技能労務職	—	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年～6年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### (2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		南伊豆町	静岡県	国
一般行政職	大学卒	232,000 円	228,826 円	220,000 円
	高校卒	206,700 円	197,281 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	206,700 円	195,252 円	—
	中学卒	195,800 円	- 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

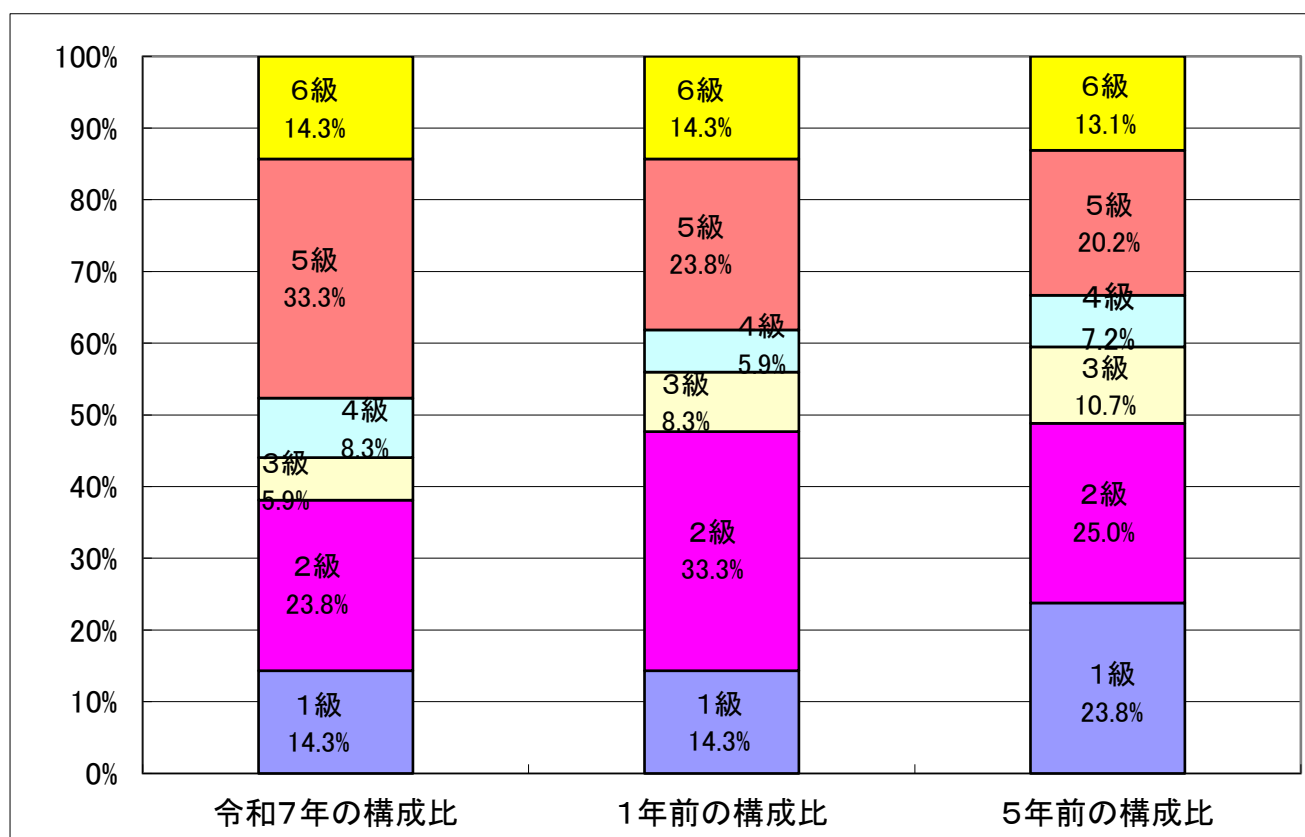
区 分		経験年数7～10年	経験年数10～15年	経験年数15～20年
一般行政職	大学卒	257,775 円	276,210 円	311,783 円
	高校卒	237,300 円	255,200 円	277,433 円
技能労務職	高校卒	-	-	-
	中学卒	-	-	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

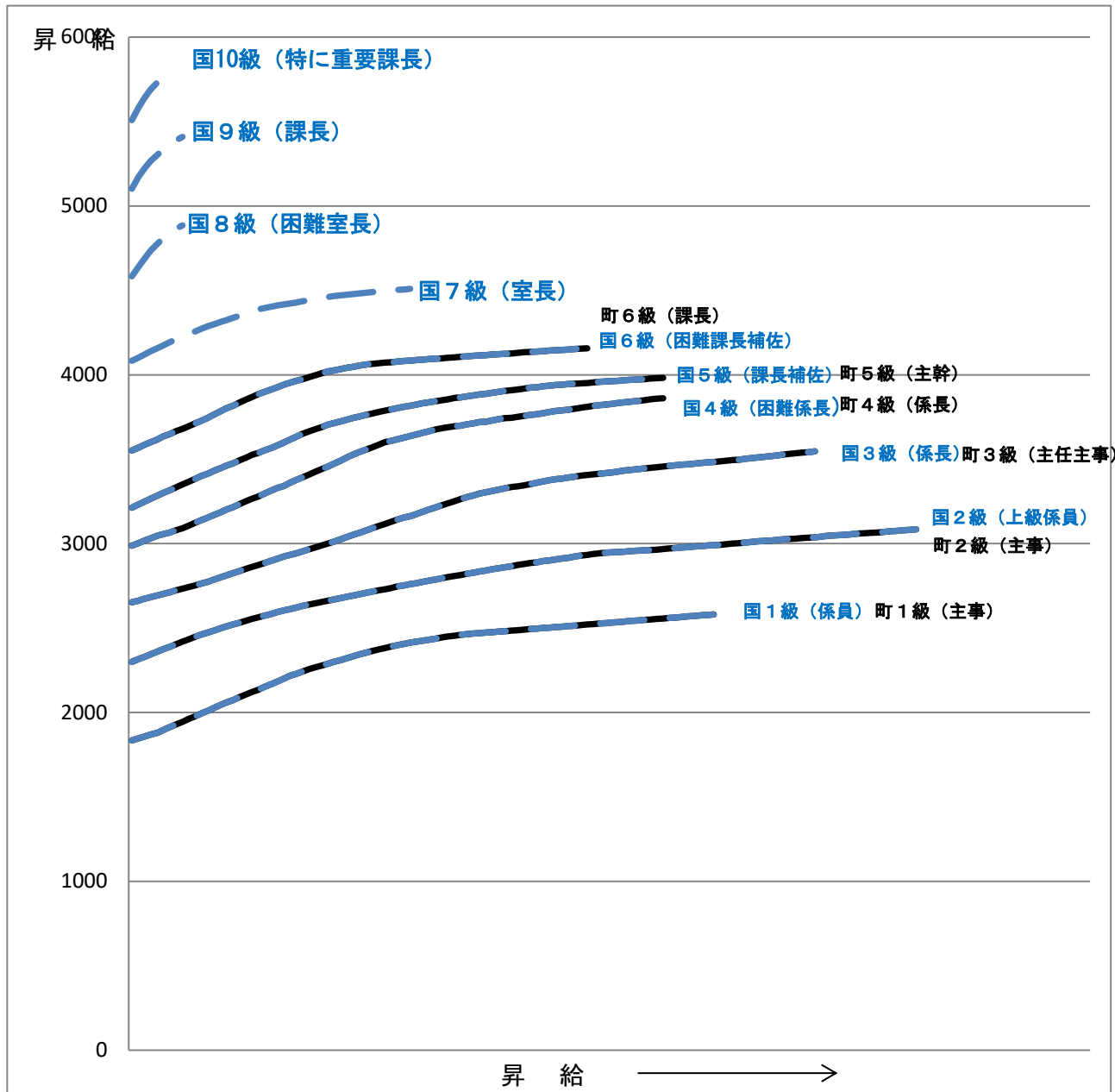
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長又はこれに相当する職務	11 人	13.9%	355,200 円	415,700 円
5 級	主幹又はこれに相当する職務	19 人	24.1%	321,300 円	398,200 円
4 級	係長、保育所長及び幼稚園長又はこれに相当する職務	5 人	6.4%	298,800 円	386,100 円
3 級	主任主事、主任技師、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士又はこれに相当する職務	9 人	11.4%	265,300 円	254,700 円
2 級	主事、技師、教諭、保育士、保健師、栄養士、主任調理員、主任用務員及び主任業務員又はこれに相当する職務	24 人	30.4%	230,000 円	308,500 円
1 級	主事補、技師補、助教諭、保育士補、栄養士補、主事、技師、教諭、保育士、保健師、栄養士、調理員、用務員及び業務員又はこれに相当する職務	11 人	13.9%	183,500 円	258,100 円
合 計		79 人	100%		

- (注) 1 南伊豆町の給与条例に基づく給料表の級別職務分類表による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（南伊豆町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和10年1月頃		令和10年1月頃	

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

南伊豆町	静岡県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,646 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,859 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.4 ) 月分 ( 1.000 ) 月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.400 ) 月分 ( 1.000 ) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.400 ) 月分 ( 1.000 ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 20%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（南伊豆町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

南伊豆町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
調整率 /100 (国を上回る割合としている場合、その理由)			調整率 83.7/100		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算 (退職時特別昇給 無) (退職時特別昇給を設けている理由)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
自己都合 応募認定・定年			—		
1人当たり平均支給額	1,008 千円	22,280 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
	%	人	%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

当町は地域手当の対象外である。

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
1 社会福祉業務に 従事する職員の 特殊勤務手当	右記の業務に従事した職員	狂暴性精神病患者の調査及 保護に従事した時	0	日額200円
	右記の業務に従事した職員	行路病人処理に従事した 時	0	日額500円
	右記の業務に従事した職員	行路死人処理に従事した 時	0	日額1,000円
2 保健衛生業務に 従事する職員の 特殊勤務手当	右記の業務に従事した職員	伝染病防疫作業手当 (第1種)	0	日額500円
	右記の業務に従事した職員	伝染病防疫作業手当 (第2種)	0	日額200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	12,281 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	114 千円
支給実績(令和5年度決算)	12,435 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	114 千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	子10,000円 子以外の扶養親族6,500円 特定扶養5,000円	同		8,452 千円	183,739 円
住居手当	●借家・借間 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 家賃23,000超55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円) 家賃55,000円以上 27,000円	異	家賃下限額及び支給上限額が異なる。	3,688 千円	245,867 円
通勤手当	●交通機関等利用者 運賃等相当額55,000円以下の場合、運賃等相当額 ●自動車等利用者 ・自動車使用の片道2km以上～3km未満 4,200円 (1kmにつき1,100円加算) 例:片道3km～4km未満5,300円 片道4km～5km未満6,400円 ・原動機付の自動車等の片道の使用距離 2kmを超える部分(1km未満端数切捨て) 1kmにつき 300円	異	自動車等により通勤している職員の距離及び額の区分が異なる。	12,145 千円	122,677 円
管理職手当	●課長・局長・室長 定額33,200円	—	—	4,914 千円	409,500 円

## 5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日)

区 分		給 料		月 額		等
給 料 報 酬	町 長	662,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	( )	( )	円	850,000	円/	505,800
	副 町 長	565,000	円	710,000	円/	495,000
	( )	( )	円			
報 酬	議 長	291,000	円	375,000	円/	210,000
	( )	( )	円			
	副 議 長	222,000	円	307,000	円/	188,000
	( )	( )	円			
報 酬	議 員	200,000	円	286,000	円/	165,000
	( )	( )	円			
	町 長	(令和6年度支給割合)				
	副 町 長	4.60	月分			
期 末 手 当	議 長	(令和6年度支給割合)				
	副 議 長	3.20	月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	給料月額×在職年数×500/100		13,240,000	選択制	
	副 町 長	給料月額×在職年数×300/100		6,780,000	選択制	
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

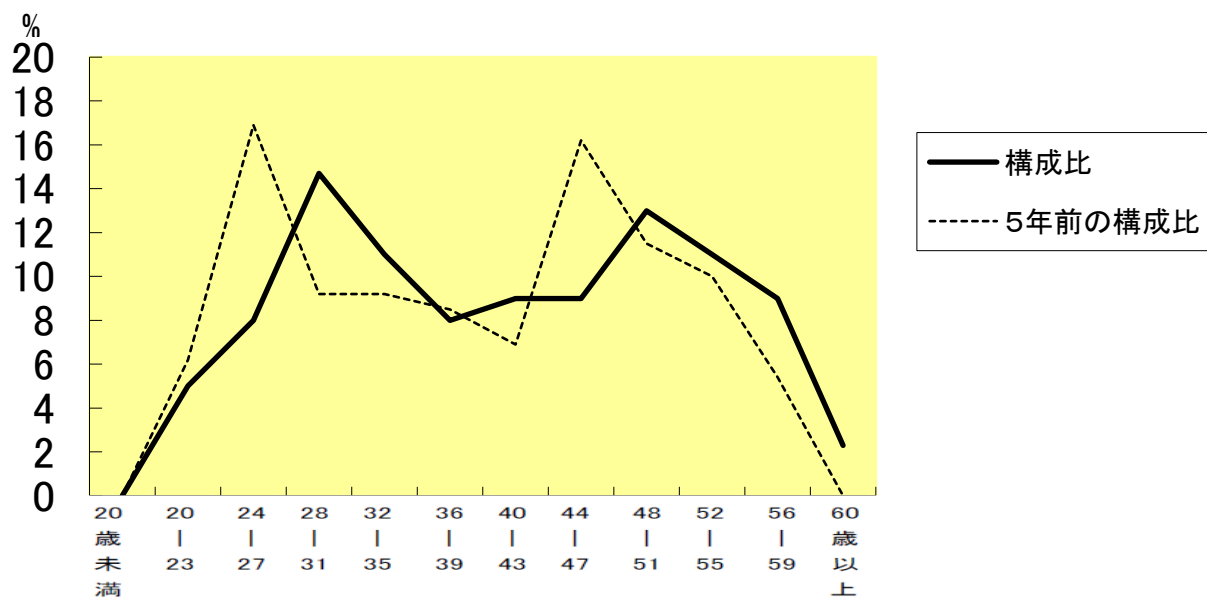
(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	30	29	△ 1	会計年度職員配置による減
		税 務	8	9	1	地方税滞納整理機構への派遣
		農林水産	5	4	△ 1	再任用職員が短時間勤務となったため
		商 工	8	7	△ 1	定年延長者(役職定年)の係員配置
		土 木	7	7	0	
		民 生	26	26	0	
		衛 生	11	11	0	
	小 計	97	95	△ 2		
	教育部門	16	15	△ 1	学校統合準備が完了したため減	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	2	2	0		
	下 水 道	3	3	0		
	そ の 他	9	9	0		
	小 計	14	14	0		
合 計		127	124	△ 3	<参考>人口1万人当たりの職員数 137人	
		[ 150 ]	[ 150 ]	[ ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



(単位:人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	7	11	19	14	11	12	12	17	15	12	6	136

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別	年度								過去5年間の増減数
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年		
一般行政	101	103	103	98	96	97	95	△4	
教育	16	15	15	13	15	16	15	0	
普通会計	117	118	118	111	111	113	110	△4	
公営企業等会計	13	12	12	14	14	14	14	1	
総合計	130	130	130	125	125	127	124	△3	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	355,179	△34,836	12,855	3.6	3.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	2	11,005	2,757	4,019	17,781	8,891

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南伊豆町	55.0 歳	394,950 円	620,423 円
団体平均	44.3 歳	368,401 円	590,688 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含むが、その他の項目には会計年度任用職員を含まない。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

南伊豆町		南伊豆町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,607 千円		1,646 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
( - )月分	( - )月分	( 1.4 )月分	( 1.000 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

南伊豆町		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算	
(退職時特別昇給 )		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

当町は地域手当の対象外である。

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

該当なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	520 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	260 千円
支給実績（令和5年度決算）	378 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	189 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度と同	同		516 千円	258 円
住居手当		同		0 千円	0 円
通勤手当		同		299 千円	149 円
管理職手当		同		133 千円	133 円
宿日直手当	一般行政職の制度と同、ただし、半日直については半額の単価	異	施設管理、装置操作を伴う	- 千円	- 円

(2) 公共下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和6年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 202,879	千円 △10,807	千円 7,457	% 3.7	% -

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 2	千円 8,242	千円 851	千円 2,576	千円 11,669	千円 5,835

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

- 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南伊豆町	45.7 歳	322,900 円	472,069 円
団体平均	44.6 歳	374,475 円	574,862 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含むが、その他の項目には会計年度任用職員を含まない。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南伊豆町		南伊豆町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,288 千円		1,646 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
( - )月分	( - )月分	( 1.4 )月分	( 1.000 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

南伊豆町		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算	
(退職時特別昇給	)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

当町は地域手当の対象外である。

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

該当なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	364 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	182 千円
支給実績（令和5年度決算）	112 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	56 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度と同	同		240 千円	240 円
住居手当		同		0 千円	0 円
通勤手当		同		180 千円	90 円
管理職手当		同		66 千円	66 円
宿日直手当	一般行政職の制度と同、ただし、半日直については半額の単価	異	施設管理、装置操作を伴う	— 千円	— 円

（3） 漁業集落排水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	80,706	13,573	1,164	1.4	-

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	2	4,980	288	1,145	6,413	3,207

（注） 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南伊豆町	56.0 歳	346,800 円	471,757 円
団体平均	44.6 歳	374,475 円	574,862 円

（注） 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含むが、その他の項目には会計年度任用職員を含まない。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

南伊豆町		南伊豆町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,145 千円		1,646 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
( - )月分	( - )月分	( 1.4 )月分	( 1.000 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

南伊豆町		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算	
(退職時特別昇給	)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

当町は地域手当の対象外である。

#### エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

該当なし。

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	145 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	145 千円
支給実績（令和4年度決算）	32 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	32 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異な る内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同	同		0 千円	0 円
住居手当		同		0 千円	0 円
通勤手当		同		77 千円	77 円
管理職手当		同		66 千円	66 円
宿日直手当	一般行政職の制度と同、た だし、半日直については半 額の単価	異	施設管理、装置操 作を伴う	— 千円	— 円